

金ケ崎町告示第52号

金ケ崎町営建設工事の請負契約に係る最低制限価格に関する事務処理要領（平成27年金ケ崎町告示第88号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

金ケ崎町長 高橋文浩

改正後	改正前
<p>(最低制限価格を定める契約)</p> <p>第2 最低制限価格を定める契約は、競争入札に付する設計額が<u>200万円</u>以上(消費税額及び地方消費税額を含む。)の工事請負契約とする。</p> <p>(最低制限価格の算出方法)</p> <p>第3 最低制限価格は、設計額算出の基礎となった次に掲げる額の合計額を基に、金ケ崎町財務規則(平成15年金ケ崎町規則第21号)第112条に規定する契約担当者が定める額とする。ただし、その額は、設計額に10分の<u>7.5</u>を乗じて得た額を下限とし、10分の<u>9.2</u>を乗じて得た額を上限とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 一般管理費等の額に10分の<u>6.8</u>を乗じて得た額</p> <p>2 工事の性質上前項の規定により難しいものについては、設計額の10分の<u>7.5</u>から10分の<u>9.2</u>までの範囲内で契約担当者が定める額とする。</p>	<p>(最低制限価格を定める契約)</p> <p>第2 最低制限価格を定める契約は、競争入札に付する設計額が<u>130万円</u>以上(消費税額及び地方消費税額を含む。)の工事請負契約とする。</p> <p>(最低制限価格の算出方法)</p> <p>第3 最低制限価格は、設計額算出の基礎となった次に掲げる額の合計額を基に、金ケ崎町財務規則(平成15年金ケ崎町規則第21号)第112条に規定する契約担当者が定める額とする。ただし、その額は、設計額に10分の<u>7</u>を乗じて得た額を下限とし、10分の<u>9</u>を乗じて得た額を上限とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 一般管理費等の額に10分の<u>5.5</u>を乗じて得た額</p> <p>2 工事の性質上前項の規定により難しいものについては、設計額の10分の<u>7</u>から10分の<u>9</u>までの範囲内で契約担当者が定める額とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	